平成２７年（フ）第１７９号
秋田市御所野堤台２丁目６番地182
債務者　青木　　俊
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０４号
秋田市下浜長浜字柳沢道脇170番地１
債務者　伊藤　美佳
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３号
福島県田村市船引町船引字山ノ内163番地２山ノ内上団地13号
債務者　菅野まさえ
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
福島県郡山市安積町南長久保２丁目211番地
債務者　荒木　見和（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
福島県田村市船引町門沢字東ノ前114番地
債務者　矢吹　礼子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
富山県小矢部市名畑字下川原52―10　ＧｒａｄｏＯＹＡＢＥ102号室、住民票上の住所石川県能美市大長野町ト53番地18
債務者　本荘満里子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５８号
岐阜県可児市川合879番地２　クリスタル102
債務者　井戸　真理
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第５９号
岐阜県美濃加茂市川合町４丁目７番45号　ミストラル203
債務者　甲斐　隆雄
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１６８号
兵庫県明石市貴崎５丁目６番45号　サンフラワー貴崎303号、前住所兵庫県明石市南王子町９番２号
債務者　鷹井　徹宏
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
兵庫県明石市大久保町大窪3438番地　市住８号
債務者　新居由加利
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
神戸市西区池上２丁目25番地の17
債務者　平田　修一
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
神戸市西区美穂が丘１丁目３番地　14号棟202号
債務者　今安　清美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
兵庫県明石市松の内１丁目13番地の６　グリシーヌ静徳２－Ｃ、前住所奈良市大宮町６丁目４番地の13　コーポ大宮503号
債務者　並川　早苗（旧姓福武）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
兵庫県淡路市生穂1592番地
債務者　藤岡　良章
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第６６号
兵庫県淡路市生穂1592番地
債務者　藤岡　久子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
佐賀県唐津市久里496番地２　大木アパート
債務者　井上　千恵
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１１８号
福島県郡山市字菜根屋敷418番地の１　五百渕ハイコーポ514号
債務者　**楽**名　壽子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係